

令和7年度 第2回陸別町学校運営協議会

日 時：令和7年10月22日（水）午後7時30分より
場 所：陸別町役場 3階 第3会議室

～ 会 議 次 第 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- 1) 学校運営協議会事業報告
- 2) 地域学校協働活動（りくべつ学実施）報告
- 3) 小中一貫教育推進状況報告
- 4) 学校運営の取組状況報告（各学校評価結果）
- 5) 熟 議
- 6) その他

4 閉 会

○議 事

1) 学校運営協議会事業報告

- ・ 第 1 回学校運営協議会 6 月 4 日（水） 役場会議室
- ・ 地域と学校の連携推進協議会 10 月 15 日（水） 十勝総合振興局
参加者 伊澤教育推進員 1 名
内容 実践発表「地域の状況に応じた取組の実践及び成果と課題について」
協 議「学校と地域の連携・協働のホンネ」
- ・ 各種案内（各学校の通信、参観日、学習発表会）

2) 地域学校協働活動報告 → 別紙「りくべつ学 実施状況」

3) 小中一貫教育推進状況報告 → 別紙「小中一貫教育推進委員会 業務カレンダー」

4) 学校運営の取組状況報告（各学校評価結果より） →別紙

5) 熟 議

テーマ：「誰もが通いたい学校の実現にむけて」 取組の状況とこれから

【次回会議】

第3回陸別町学校運営協議会【3 月 中旬→ 上旬予定】

- ・ 学校運営協議会事業報告
- ・ 地域学校協働活動（りくべつ学）実施報告
- ・ 小中一貫教育推進状況報告
- ・ 学校運営の取組状況報告
学校教育活動を振り返って
各学校評価結果
- ・ 学校関係者評価

R7「りくべつ学」実施状況

小 学 校					中 学 校			
月	日	単元名	学年	担 当	日	単元名	学年	担 当
4	22	たてわり活動①	全	渡辺	9	タブレット活用学習	1	西垣
	25	1年生を迎える会	全	鈴木	13	修学旅行～15	3	西垣
5	中旬	十勝の作物10～12月	全	津本(堀)	16	薬物乱用防止教室		青木
	下旬	陸別町たんけん①	2	平林				
6	19	宿泊学習～20	5	水口	5	北見工大訪問	3	大山
	23	陸別町たんけん②	2	平林	25	野外体験	1	重泉
7	9	森林教室	4	鈴木	15	宿泊研修～16	2	青木
	17	修学旅行～18	6	教頭	18	ネットモラル教室	全	青木
		未	10	7・9				
		水泳～8月	全	三宅				
8					25	議員講話	全	北川
9	4	乗馬体験	5	渡辺	2	議会傍聴	2・3	北川
	16	毛筆17.19	全	大森	22	模擬議会事前学習	3	北川
	18	JICA国際交流	3～6	高松				
	22	高速道路見学	1・2	清水				
10	2	陸別町たんけん③	2	平林	17	しらかば苑訪問	全	重泉
	28	酪農体験	3	堀田	21	高速道路見学	1	重泉
	31	陸別町調べ①	3	平林	22	模擬議会	3	北川
					27	着物着付け	1	津本
	未	木やり太鼓	5・6年	高松	28	関寛斎	3	北川
					29	しめ縄作り	ボラ	教頭
					30	関寛斎資料館見学	1	重泉

	小 学 校				中 学 校			
月	日	単元名	学年	担 当	日	単元名	学年	担 当
11	4	読み聞かせ	1・2	大森	7	雅楽		重泉
	5	チャシ見学	5・6	水口	7	大学出前授業	1・2	西垣
	5	天文台学習	4	鈴木	12	職場体験～13	2	青木
	6	郷土資料館見学	5・6		26	調理実習	2	津本
	7	大学出前授業	5・6	高松	28	日本一寒い町	3	北川
	12	郷土資料館見学	4	鈴木				
	未	身近な環境問題	4	鈴木				
	未	陸別歴史調べ	4	三宅				
12		きりん組と交流①	1	清水	10	J A食育	3	大山
		陸別町調べ②	3	平林	17	関寛斎	2	青木
		たてわり活動②	全	渡辺				
		しばれ出前	5	渡辺				
		陸小まつり～2月	全	水口				
1		身近にある福祉～2月	3	堀田				
		日本や世界の環境問～2月	4	鈴木				
2		6年生を送る会～3月	全	渡辺	2	小6相談室	1	青木
		きりん組と交流②	1	清水		町長講話	3	北川
		陸別検定	5・6	高松	未	天文台学習	2	内山
					毎水	タイピング練習		北川

R7 陸別町小中一貫教育推進委員会 業務カレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	・総会 ※各部詳細計画	・第1回役員会 「各部詳細確認」		・第2回役員会 「各部進捗」				町教育研究大会 ※各部中間反省	・第3回役員会 「中間反省」		※各部反省	・第4回役員会 「総会に向けて」
教務部	第1回部会			7月1日 放課後学習会 夏休みサポート		乗入れ (中➡小)音 9月2日 放課後学習	乗入れ (中➡小)音 10月7日 放課後学習	11月4日 放課後学習 11/4数検	乗入れ (中➡小)音 12月2日 放課後学習	乗入れ (中➡小)音 1/23英検	2月10日 放課後学習 2/6漢検	
指導部	第1回部会	巡視		巡視 生活プラン反省		巡視		11月26日 互助会レク 巡視	生活プラン反省	巡視	2月2日 体験入学	巡視 生活プラン検討
研修部	総会	・第1回部会 ・合同研修1	・合同研修2	・第2回部会 ・合同研修3 ・十勝教育 研究所員 研修会		・合同研修4	・合同研修56	・町研 ・指導主事 訪問(中)	・第3回部会 ・合同研修7	・反省 ・合同研修8 ・十勝教育 研究所研究 発表大会		・第4回部会
支援部					・道情研（音 更）参加			・町文化祭 作品展示	文集「陸別の子」 提案→ 原稿作成→ PDF化・完成			
	支援を要する児童生徒の情報収集 キャリアパスポート											
地域連携部		学校運営協議会①					学校運営協議会②					学校運営協議会③

R7第1回学校運営協議会 熟議について（小学校部会）

○ 学校に期待すること

子どもが楽しい学校生活を過ごすには、先生が楽しく仕事をすることが必要	先生方が楽しく、やりがいをもって仕事を進められるよう、職員室の雰囲気づくりに配慮するとともに、特に、若い先生方が前例に縛られず、やりたいことにチャレンジできる体制を整えています。
陸小まつりを土曜開催	本校では、家庭における週末の過ごし方の多様化、児童の少年団活動参加の広域化などの観点から、週休日を出席日に振り替えない方針をとっておりますので、ご容赦願います。
勉強そのものを楽しく	勉強における楽しさとは、自分にとって必要感のある内容を自分のやりたいやり方ですることによって実現に近づくと考えております。多くの授業がそうなるよう、全教員で授業研究を継続しています。
集団の中のルールや我慢、思いやりを学べるのは学校	各学年での授業はもちろん、全校行事や縦割り活動、委員会活動等を通して、そういった学びを深められるよう工夫しています。
学校運営目標の重点化、スリム化を図ってもよいのでは	学校運営目標は「誰もが通いたい学校、働きたい学校」であり、その目標を達成するための具体的な取組として、グランドデザインに示しているところです。説明が言葉足らずで申し訳ありません。
小中の先生のシャッフルをもっと活発に	現在も、音楽の授業や放課後学習などで教員の相互乗り入れを進めているところですが、人員配置上これ以上は難しい状況です。ただ、小中教員がより情報共有し、交流を深められるよう工夫しています。
家庭では得られない発見を	学校という集団の中で自然と子どもたちが得るものは大きいので、そうして得られたものの価値付けを大切にしています。
子どもたちに広い視野を授けてもらいたい	地域の方々のご協力により、子どもたちは様々な体験的活動を行うことができおり、座学だけでは得られない広い視野を獲得できているものと考えています。
子どもたちが「楽しい！」と思えることができれば毎日あったら	学校行事などの特別な日はもちろんのこと、日常の活動の中にも楽しみを見いだせることができるよう、今後も工夫していきます。
小さなボランティア	人の役に立ちたいという気持ちを醸成していきたいと思います。
地域の行事にたくさん参加（特に土、日）	チラシの配布やマチコミ等を活用して積極的に呼びかけをしています。
子どもたちのがんばりを紹介	学校・学級だより等で積極的に紹介しています。

令和7年度 第1回 学校運営協議会 熟議を受けて

中学校部会

	学校に期待すること	進捗状況等
1	給食が美味しい	給食センター運営委員会を開催。学校給食に関する運営や方針決定。町民対象とした試食会等も実施。
2	いじめ問題	・「つく指導」の徹底。 ・積極的な認知。 ・生徒会による「いじめ撲滅宣言」「いじめ撲滅スローガン」等の取組み。
3	たくましく生きていく力	・まさしく、「グランドデザイン」記載内容。
4	特別講演授業の実施	・地域学校協働活動の実施 「しめ縄づくり」「調理実習」「食育指導」「模擬議会」 「関寛斎資料館見学」「町長講話」「ふるさと教育」 「タジックアース」「電波体験」「職場体験学習」等
5	個別（個性）に合わせた学習	・朝学習の実施。 ・放課後学習の実施。 ・長期休業中の学習会の実施。
6	タブレットを活用した地域へのインタビュー（創造力の育成）	・模擬議会（町議会への提案）。・各種発表での活用。 ・各種行事での報告。＊タブレットを活用した地域へのインタビューについては今後。
7	楽しい先生がいる（いろんな特技）	・魅力ある教員、たくさんいます。是非、来校いただき子供達、学校の様子等をみていただきたい。
8	ICTの活用	・初任段階教員が多く、どの教科についても活用。
9	授業以外の活動の充実	・生徒会活動の充実 「ミックス給食・清掃・学習会」「レク（全校・学年）」
10	学力、体力の向上	・保小中連携のさらなる推進。

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

（１）教育目標及び学校経営計画に関すること。

（２）教育課程の編成に関すること。

（３）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。

（４）その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員を解任することができる。

（1）第 12 条の規定に違反したとき。

（2）委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

（3）その他解任に相当する事由が認められたとき。

（庶務）

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

（補則）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。